

清須市男女共同参画プラン 施策・事業評価

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策 1 人権の尊重

<評価分類> 目標を達成=A 概ね達成=B 一部達成=C 実施したが見直しが必要=D 未実施=E	<方向性分類> 継続、見直し、廃止、新規
--	-------------------------

施策の方向	施策内容	具体的な取組	担当課	評価	評価理由・今後の課題	第2次プランの方向性
① 人権に関する啓発活動の推進	市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員による市内の主な商業施設での啓発活動 ●広報車による市内啓発広報活動の推進 	社会福祉課	E	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、市内商業施設等における啓発活動や広報車による活動は中止しました。非接触型の啓発に変更して活動をする必要があります。	人権啓発活動を実施し、更なる男女共同参画に対する意識向上を図ります。 継続
② 人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施 ●小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講和の実施 ●人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講和の実施 ●児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施 ●広報誌、ホームページへの掲載を年1回実施するとともに、地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施 ●民生委員との定例会において情報提供等の依頼を行う 	社会福祉課	E	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、研究会や講演会、講座等は開催しませんでした。	研修会や講演会、講座等を実施し、更なる男女共同参画に対する意識向上を図ります。 継続
			子育て支援課	E	未実施	人権擁護委員の方の啓発に協力します。 廃止
	社会福祉課		C	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、市内小学校への啓発物品（マスク）の配付や、市内小・中学校、幼稚園、保育園における人権啓発活動を実施しました。	引き続き、人権啓発活動を実施し、更なる男女共同参画に対する意識向上を図ります。 継続	
	高齢福祉課		A	高齢者の人権を守る観点から、高齢者虐待の予防啓発を広報誌、ホームページに掲載しました。地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施し、虐待における適切な対応をし、民生委員とも連携し、情報共有を図ることができました。	引き続き、広報誌等での周知を行い、地域包括支援センター、民生委員、関係機関と連携し、虐待における適切かつ迅速な対応に務めます。 継続	
	子育て支援課		E	未実施	人権擁護委員の方の啓発に協力します。 廃止	
	学校教育課		B	全校集会等の機会を通じて、校長から人権尊重の大切さについて啓発しています。PTA総会等の機会に啓発活動を展開できるよう取り組みをすすめます。	校長講話の中で、人権尊重に関する啓発活動を継続します。 継続	
③ 人権相談窓口の充実	人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内4地区での人権よろず相談の実施 ●人権擁護委員の日（6月3日）に合わせた市内4地区での特設相談の実施 	社会福祉課	C	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、奇数月に清須市役所において、人権よろず相談を実施しました（5月及び人権擁護委員の日の活動は緊急事態宣言中のため中止）。	人権よろず相談を実施し、更なる男女共同参画に対する意識向上を図ります。 継続

施策 2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

施策の方向	施策内容	具体的な取組	担当課	評価	評価理由・今後の課題	第2次プランの方向性	
① 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	●「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	生涯学習課	B	男女共同参画講演会の掲載を行います。また、懇話会の中での意見等の情報提供を行いました。	引き続き、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	継続
② 男女共同参画に関する講演会等の開催	市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。また、講演会等の企画、運営については、市民や市民団体との協働により行います。	●「男女共同参画の実現」をテーマとした講演会の実施 ●えみの会を中心とした、市民や市民団体との協働による企画・運営	生涯学習課	B	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働による企画運営で、年1回の講演会を開催した。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。	年1回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施します。	継続
③ 広報物のガイドラインの活用	市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。	●ガイドライン（広報活動ハンドブック・令和3年4月改訂）を活用した広報物、刊行物の発行 ●ガイドライン（広報活動ハンドブック）の定期的な見直し	人事秘書課	A	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知し、活用を図ります。	引き続き、広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知し、活用を図ります。	継続
			生涯学習課	B	平成28年10月に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を作成し、ホームページに掲載し、周知しました。	引き続きガイドラインの活用を図ります。	継続

施策 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の方向	施策内容	具体的な取組	担当課	評価	評価理由・今後の課題	第2次プランの方向性	
① 学校等における男女平等を推進する教育の充実	学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	●道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施	学校教育課	B	授業や学級活動の中で、人権尊重に関する取り組みが実施されました。	人権尊重や男女平等意識の醸成を図るため、取り組みを継続します。	継続
	子どもを指導する立場である教職員等に対しても意識啓発を図ります。		学校教育課	B	男女平等意識の醸成をすすめるため、混合名簿への移行について検討が進められました。	男女混合名簿を導入する場合の事務処理上の過大抽出を行い、対応を検討します。	継続
② 男女共同参画に関する学習機会の充実	市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	●生涯学習講座、家庭教育講座における男女共同参画に関するプログラムの充実 ●土日など、働いている男女ともに参加しやすい柔軟な事業の開催	生涯学習課	B	男女ともに参加しやすい日程、内容で講座を実施しました。	引き続き、男女共同参画に関するプログラムの充実を図ります。多くの市民へ講演会、講座への参加を促すため、広報、ホームページで周知するとともに各種団体への周知も行います。	継続